

本願寺史料研究所報

24号

発行所 本願寺史料研究所

〒六〇〇―八二六八 京都市下京区七条大宮上ル

龍谷大学大宮学舎図書館内

電話 〇七五―三四三―三三一

内線(五四一八)

発行人 所長 千葉 乗 隆

発行日 一九九九年一月三〇日

西本願寺演能の

職制をめぐって

――楽屋奉行と肝煎――

小林 英 一

はじめに

西本願寺には、南北二つの有名な能舞台がある。また書院には畳の下に三つの敷舞台があることも知られている。近世を通じて、これらの舞台を用いた演能が少なからず催されてきたのだが、その正確な実態はあまり分かっていないのが現状である。特に、どのような人々がそれらの催しを支え、管掌してきたかについては、われわれが知るところ

ろは僅少である。

この小論では、本願寺史料研究所保管の西本願寺文書のいくつかを中心にして、能の催しを裏方として支えていた人々に焦点を当て、近世京都を代表する演能スポットの一つであった西本願寺の演能の仕組みについて考えたい。

一、楽屋奉行と肝煎

本願寺の能・狂言の催しは、原則として、門主及びその周辺の意向によって決められていたといつてよい。その催しの意義に沿いつつ――正月の松囃子らしく、または遠忌能にふさわしく――も、門主らの好みの演者と演目が優先されるのである。だがその意向が直接演者に伝えられるわけではなく、間に立つ取次の役人が必要であったことはい

うまでもない。その役人は、演者側の都合をも聞き合わせ、実現可能な番組を構成する必要があった。また、上演場所の設営、下働きの役人の手配、役者たちへの弁当や菓子等の準備、また下賜される金品の管理など、一日の演能の準備には多くの仕事をこなさなければならなかった。それが、楽屋奉行の役割である。

一方、一番の能を演ずるには、シテ・ワキのみならず間狂言や囃子方、地謡方から後見にいたるまで、多くの出演者を手配しなければならぬ。また、上演曲が習物であった場合には、家元の許可が必要であるし、本願寺家臣が出演する場合は素人と玄人の兼ね合いや、儉約を旨とする場合にしばしば起こる異流間の共演など、専業役者でなければ手に余るような問題もあった。そのためには、演能の現場に通じた、肝煎が必要とされる。

本願寺の演能は、この楽屋奉行と肝煎の下支えによって成り立っていた。その活動の一端を明らかにすることが本稿の目的である。ここでは以下、主として西本願寺文書に依りながら、正月の年中行事である御節松囃子に焦点を絞って考察を進めようと思う。

御節松囃子は、門主への御節献上と、能が演じられる松囃子とが一体となったものである。御節とは年中行事の一つ、節会のことであるが、西本願寺で正月の御節という場合は、家臣から門主への樽などの献上と、それに付随する「御通」(盃事)および料理のふるまいであったらしい。江戸初期の下間氏からの樽献上が古い例で、これは正月四日であった。慶長十八年(一六一三)には、これに演能が

加わり、以後式日が八日・九日あるいはそれ以後になるなど変化はしたが(正月十五日が下限であった)、断続的ながら幕末まで継続していた。いっぽう松囃子は、中世には正月の行事として広く見られたもので、室町幕府では演能を指していたが、石山本願寺でも同様に正月十日前後の演能のことを言った。それが江戸初期には、正月二日の謡初と一体化してその一部となり(江戸幕府と同じ現象)、年中行事の一つとして定着しつつあったが、元禄十四年(一七〇一)に儉約のため停止された。しかし江戸後期には、今度は御節献上の行事と結びついて、「御節松囃子」と呼ばれる催しになっていたのである(注①)。

本稿では、江戸後末期の御節松囃子を考察するのであるが、以下に西本願寺文書に見られる当時の楽屋奉行と肝煎の一覧を掲出しておく(注②)。

文化四年	楽屋奉行	秋田織部
	同下役	郡太左衛門・官太夫
文化九年	肝煎	皆山三郎右衛門・皆山源兵衛
	楽屋奉行	右門
	同下役	四郎次郎・郡太左衛門
文政十一年	肝煎	皆山三郎右衛門・皆山源兵衛
	楽屋奉行	上原左膳・林田競・北村一間多
	同下役	佐々木平太夫
天保十一年	肝煎	皆山源兵衛・皆山三郎右衛門
	楽屋奉行	野村三次郎・山川正九郎
		富島雅楽介・渋谷左衛門

天保十四年	同下役 肝煎 皆山三郎右衛門・野村三次郎 山川正九郎・松井太右衛門 池永主水・村井民部 川勝重之丞・中根軍記	楽屋奉行 同下役 皆山三郎右衛門・皆山源兵衛 山川正九郎・松井太右衛門 田口大炊・渋谷左衛門 水野清左衛門・丹羽長左衛門 皆山三郎右衛門・皆山源兵衛 野村三次郎・山川正九郎・松井太右衛門	弘化二年	同下役 肝煎 北村舎人・村井民部 中根軍記・塚本富次郎 皆山三郎右衛門・皆山源兵衛 野村三次郎・山川正九郎・松井太右衛門	弘化五年	同下役 肝煎 田口大炊・川那部並江 栗津官左衛門・笠松良平 皆山三郎右衛門・皆山源兵衛 野村三次郎・山川正九郎・上林長右衛門・松井太右衛門・松井太造	嘉永三年	同下役 肝煎 川那部並江・永野寿門 進藤藤之進・笠松良平 (皆山三郎右衛門・皆山源兵衛)	万延二年	同下役 肝煎 生谷左京・村井主斗
-------	---	--	------	---	------	---	------	--	------	------------------------

同下役
肝煎

河野伝之進・笠松良平
皆山三郎右衛門・皆山源兵衛
野村三三郎・山川正九郎・上林長
左衛門・松井太右衛門・松井兵蔵

これによると、楽屋奉行は本役二名と下役二名で構成されるが多かった。彼らは家格もしくは年功によって、西本願寺家臣のなかから任命されていたらしい。一人が数年勤めることは少なく、毎年顔ぶれが替わることが常だったようである。一方肝煎は、西本願寺御用商人で地謡方役者であった皆山三郎右衛門と同姓の源右衛門を中心に、シテ方役者の野村三次郎、狂言方役者の山川正九郎が、毎年のように任命されていたことがわかる。彼らについては後述するが、当時の京都を代表する役者達であり、本山と出演者を取り結ぶ肝煎業にはうってつけであった。

ところで、上記一覧表には欠けている年次も多い。それは、記録が管見に入っていない年があるためでもある。江戸中期以降、西本願寺の御節松囃子が、さまざまな事情で中断と復活を繰り返しているためでもある。その全てを確認することはまだないが、いま仮に西本願寺文書等から、江戸後期の御節松囃子の沿革をまとめてみると、以下の通りである。

○元禄十四年(一七〇一)に、松囃子停止(『御堂衆略譜』)。その後、享保から宝暦ころまで定着していた(『京大文学部博物館『下間役所日記』)が、再び中断

したらしい。

○文化四年（一八〇七）に三業惑乱解決を祝して復活した。同九年にも催された（西本願寺文書『文化四年御節二付書留』）。

○同十五年から五十年の儉約、そのために中断したか（西本願寺文書『天保十年年中御祝明細記』）。

○文政六、十、十一年（一八二三、二七、二八）の復活（各年の記録あり）。その後、記録が途絶える。財政難によるか。天保二年（一八三一）からは大根屋改革で中断は確実。

○天保十一年（一八四〇）の「御充実」による復活。同十二年は天皇中陰で中止、翌十三年から復活（西本願寺文書『天保十一年松囃子手控』『天保十三年御節献上二付諸事取次次第書』）。天保十四・十五年、弘化二・五年（一八四五、四八）、嘉永三年（一八五〇）、万延二年（一八六一）、文久二年（一八六二）の記録あり。

このように、御節松囃子は三業惑乱や大根屋改革など、政治的経済的事情で中断することはあったが、基本的には年中行事として定着していたとしてよい。しかしながら、中断時期が長引けば、担当者間の連絡が疎になることは必定であり、その対策の意味もあって江戸後末期には意図的に多くの記録を残したのであろう。この記録類を残すことも、楽屋奉行の仕事であった。

二、天保十一年の御節松囃子

次に、天保十一年（一八四〇）の御節松囃子の事例を取り上げて、楽屋奉行と肝煎の実態について考察してみよう。西本願寺文書の中における御節松囃子の記録は、この年のものがもっとも多く、また詳細であり、モデルとして最適といえる。

①催しの概要

天保十一年の御節松囃子については、西本願寺文書の次の二点を併せ見ること、その全体像が把握できる。

その一つは、『天保十一年御節松囃子手控』（以下『手控』と略す）で、天保十一年正月十五日に催されたこの年の御節松囃子のうち、演能をめぐる諸事について、百丁を越える紙数をさいて詳細に記し留めた冊子である。筆録者は楽屋奉行の富嶋雅楽助武元で、準備段階から当日の進行、後始末に至るまで、自身の見聞や手元に集まった書状類、または諸記録を集成して成っている。

もう一つは、『天保十一年御節次第書』（以下『次第』と略す）で、この日の催しのうち御節献上部分の進行について、主として門主に出した酒肴を中心に追ったものである。演能についての記事は僅少であるが、催しの全体像を知る上では重要である。

さて、天保十一年の御節松囃子は、文政十一年（一八二八）以来十二年ぶりの復活であった。『手控』天保十年十

二月二十六日条には「今般御充実二付、来子春、御謡初・御松囃子被為在候」、また天保十一年正月二日条には「旧冬御改革御充実二付、当春御松囃子被為在候」と記されている。前者では単に「御充実二付」すなわち財政が好調であるためとしているのだが、後者ではこれが「御改革」が成功したためであることが示されている。これは天保財政改革（大根屋改革）を指すものと思われる。『本願寺史』第二巻などによれば、文政年間以後の西本願寺は、興正寺との紛争に要した費用、三業惑乱にかかわる出費、その他もろもろの経費のために極度の財政難に直面していた。それが石田敬起を起用した天保財政改革により、徹底的な整理を図らせ、改革が満期となる天保六年十月には、一応財政危機からのがれることができた。天保十一年にはかなり財政的に復興してきたらしく、それが伝統の行事を復活させる契機となったものであろう。ただし、財政難が完全に克服できたわけではないらしく、史料中にたびたびあらわれる「精々省略」という文言に反映されている。

この御節松囃子は、黒書院と続いて白書院で行われたものであるが、このうち能に係するのは白書院での部分であった。ここではまず、『次第』に基づいて催しの全体像を把握しておこう。まず黒書院では、この催しの眼目である御節の献上が行われる。門主に膳物・汁物・煮物・吸物・茶・菓子が出される。それらが済み、器が全て下げられた後が御節の献上で、坊官・奉行から、台の物・樽三荷・行器三荷が、門主に献上される。このくだりが黒書院での次第の中心であり、この後門主は退出する。

続いて白書院での次第である。これも同書によって通覧すると、まず門主が出座し、吸物が出た後、門主への初献・二献となり、小謡が謡われる。このあたり、盃の扱いに細かな作法がある。続いて勤番と坊官・奉行に「御通」すなわち盃が下され、ここでも盃事に合わせて小謡が謡われる。以上が済むと、役者から門主に扇子が献上され、いよいよ囃子が始まり、能・狂言が演じられるのである。上演の間には、堂達・中小姓・茶道・仲居・綱所の惣代へ、一献が下される。上演が済むと、門主から当役首座の下間少進にあらためて一献が下され、門主は退出する。

② 楽屋奉行の活動

楽屋奉行の任命は、『手控』によると、前年の十二月二十六日に、家老の島田左兵衛尉より行われた。その面々は、「奉行」として富島雅楽介と渋谷左衛門の二名、「下役」として水野清左衛門・辻本源之進の二名である。その際に、今回の御節松囃子は「往古之御式」が失われまいよう式だけで執り行うもので、できるだけ物入りを少なくするように言い含められた。儉約の精神をもってあたれということである。十二月二十九日には催しが正月十五日であることが、下間少進から伝えられた。こうして前年の暮れから楽屋奉行を中心に催しが動き始めるのだが、その一つ一つを追うことは煩瑣にわたるので、以下、最も重要な仕事であった演目および出演者の決定についてみてみよう。

『手控』天保十一年十二月二十六日条によると、当初專業役者の出演は、野村三次郎親子と囃子方一兩人のみで、それ以外は「精々省略」するべしとの意向であった。その上で、同二十八日条には、番組と出演者の第一案が、樂屋奉行に下されている。同書に記された「番組書」「家中侍衆出演者名前書」「能役者名前書」によれば、この段階では、「御家中」と「野村三次郎」を中心にした催しを想定していたようである。その名前書に記された出演者は、以下の面々であった。

○湯川貢・鈴木右門・長谷川内匠・岡田茂木・嶋村監物・猪上七郎右衛門（以上家中）

○野村三次郎・同禎之助・春藤六郎助・平野万五郎・北脇又蔵・同 一人・関口富之丞・小寺五左衛門・同正蔵・平岩十三郎・同 幸三郎・茂山千五郎・山川正九郎（以上專業役者）

この際、それぞれがどの演目のどの役割を勤めるかも、たとえば湯川貢が能「三輪」のシテ、鈴木右門が同曲の太鼓、などというぐあいには、あらあら決められていた。家臣の出演は專業役者よりも儉約になったことであろうが、西本願寺にはこれだけの演能可能な人物が存していたことは注目されよう。こうして御節松囃子の仮番組が次のように出来上がった。

囃子：難波（野村禎之助）、東北（野村三次郎）

能：三輪（湯川貢）、花筐（三次郎）、舍利（禎之助）
 狂言：餅酒（茂山千五郎）、素袍落（山川正九郎）、止動方角（千五郎）

以上が、天保十年暮れの時点での、当初予定の番組および出演者である。これ以後、樂屋奉行と肝煎の骨折りによって、この仮番組は当日までに少しずつ肉付けされてゆくことになる。以下、その変更について、『手控』から主だったところを箇条書きで追ってみる。

○狂言「餅酒」を「入間川」に変更。「餅酒」は囃子が出るので、舞囃子の間に上演するには不都合のため（正月二日）。

○囃子の番数は、今回は二番の予定だったが、先例は三番のため一番増やし、「東北」の次に「春栄」を加えた（シテ上田主殿）。囃子方にも若干変更（正月五日）。
 ○狂言もそれにつれ、「猿座頭」を追加。山川正九郎を呼び出し、山川とその弟子および侍中で勤めることに（正月五日）。下橋菊太郎に「猿座頭」の猿を（正月六日）。

○脇方平野万五郎故障、代理に竹村三左衛門（正月十一日）。

○野村三次郎、所労で来られないので、囃子「東北」を松田熊次郎が代演。松田熊次郎は「皆山三郎右衛門舎弟、小謡并地謡二今日参 殿致し居候、金春連太夫竹田権兵衛弟子」。（正月十五日）。

このほかにも、後見や地謡について細かな変更が記録されているが、誌面の都合上割愛した。こうした変更の結果、最終的な番組は、次のようになった。

囃子：難波（野村禎之助）、東北（松田熊次郎）、春栄

（上田主殿）

能 ……三輪（湯川貢）、花筐（野村三次郎）、舍利（野村禎之助）

狂言：入間川（茂山千五郎）、素袍落（山川正九郎）、

止動方角（茂山千五郎）、猿座頭（正九郎）

このように、当初の予定に比べると、番数及び出演者に大きな変更が行われている。門主の意向が必ずしも絶対ではなかったわけである。いずれにせよ、天保十一年の御節松囃子は、専業役者としてはシテ方の野村三次郎およびその息禎之助、狂言方は茂山千五郎・山川正九郎を中心にし、それ以外にも、家中の侍衆がシテ方・狂言方および囃子方や地謡方などを担当していたことが確認される。

③ 肝煎の活動

さて、楽屋奉行と出演者との間を取り持つ肝煎は、どのような人物が勤めたのであろうか。正月二日、楽屋奉行は、年始の挨拶に来山した西本願寺御用の紙商人、皆山三郎右衛門と面会し、本年は御節松囃子がある旨を伝えた。この

皆山氏は、商人であるとともに京都を代表する謡の家でもあり、代々西本願寺の能肝煎として勤めてきた。後述するように、この年の御節松囃子の肝煎は、他に野村三次郎と山川正九郎がいたが、その当たりの事情について、正月二日条に次のような記事がある。

（略）但表向長御殿ノ呼状被遣候者、御肝煎之内皆山斗ナリ。野村山川之儀者往古ノ御肝煎ニ無之故、長御殿ノ呼状者不参、内意且表向達等も御楽屋奉行ノ申聞候次第也。併當時者皆山ハ協方并囃子方・地謡方之肝煎、太夫方者野村、狂言方者山川肝煎、中古之仕来也。併右之通相分り有之候得共、御当日御楽屋之惣肝煎者、皆山三郎右衛門ニ候事。

長御殿から肝煎任命のための正式の呼び状を遣わすのは皆山だけであり、往古からの肝煎ではない野村と山川には連絡しないことになっていた。しかしこの当時は、皆山は「惣肝煎」として協方と囃子方・地謡方を担当し、能のシテ方は野村三次郎、狂言方は山川正九郎が勤めることになっていたという。このように肝煎三人制になった時期については、正月四日条に記されている。

一、巽治郎兵衛・山川正九郎ハ、文政六未年正月、御松囃子之節ノ初而御肝煎被 仰付候事。夫迄ハ皆山三郎右衛門・同源兵衛兩人ナリ。

すなわち、文政六年までは皆山三郎右衛門と皆山源兵衛兩人が肝煎りを勤めていたが、その年から巽（シテ方金剛流能役者）と山川が加わったという。これを先蹤として、この天保十一年も肝煎を三人態勢で勤めることになったわけである。

皆山三郎右衛門

さて、まずはじめに、「脇方并囃子方・地謡方之肝煎」または「惣肝煎」とされる皆山氏について見てみよう。上原芳太郎『本願寺秘史 続編』によれば、「皆山氏は両家にて、二條小川に居住し、上組御被官の家を菱屋三郎右衛門、六條の家を源兵衛と称した」という。同書には、「皆山伊三郎」が禁裏能を勤めた際の初参書なども紹介されているが（地謡方としてであろう）、京都の能・狂言界において禁裏御用を勤めることは最大級の名誉であった。この他、『京羽二重』『京都御役所向行状大概』『京羽津根』には能の謡方の項に皆山氏の名前がしばしば見られ、江戸中期以降、皆山三郎右衛門は金春流謡方として、皆山源兵衛は喜多流謡方として、京都を代表する謡の家であったことが知られる。三郎右衛門は西本願寺の御用商人であり、また著名な謡方であったということで、「惣肝煎」を勤める資格は十分あったわけである。

『手控』に戻ろう。天保十一年正月二日、楽屋奉行は、皆山三郎右衛門に出演者名前書を示した。これをもとに、肝煎は役者と折衝をし、その他のツレや地謡・囃子方の人選をも行うのである。その際に、このたびの催しは、式の

みで精々省略すること、本山から指名して召し寄せる人数の他は、極力加えないことが言い加えられている。出演者との具体的なやり取りについては、楽屋奉行側の記録が主体の西本願寺文書からは分らないが、『手控』によれば、皆山三郎右衛門は、大夫方肝煎の野村三次郎との連絡や、演能場所たる書院の絵図の持参、装束の手配、役者たちへの下され物の決定と送り届けなど、雑多な仕事を受け持っていたことが窺われる。

ところで、京都の謡方として有名であった皆山氏には、もう一つの重要な役割があった。それは、白書院での御節の盃事の際に小謡を謡うこと（「御通小謡」と、演能における地謡を勤めることである）。

先に概観したが、この御通小謡は次のような次第で謡われた。まず門主が来る前に、熨斗目長上下を着した小謡衆三人（皆山三郎右衛門・松田熊次郎・加藤子勘蔵〔注③〕）が、白書院横の北能舞台の鏡の間に控える。門主が白書院上段へ着くと、年寄衆が三宝を持ち出し、坊官衆が長柄を持ち出す。同時に小謡の三名は橋懸りから舞台へ進み、着座する。ここから「御通り」の盃事の始まりである。まず門主への初献と二献の際に、二度小謡が謡われる。次に勤番中四人が盃を頂戴する際に、二人に一つずつ小謡が謡われる。続いて坊官中・奉行中の時は一人に一つずつ、それ以下の侍中の時には二人に一つずつ小謡が謡われる。このように、門主からの盃が廻される間、役職もしくは家格によって、小謡が一番または二番謡われ、その役が皆山三郎右衛門の担当だったのである。

御通の後、続いて囃子と能が演じられたが、そこでは皆山は地謡として出演していたことが『手控』から知られる。出演曲が何であったのかは明記されていないが、皆山三郎右衛門は金春流のため、金剛流の野村三次郎・禎之助以外がシテの曲であっただろう。このように皆山氏は、肝煎としての雑用と、小謡・地謡を担当していたことがわかる。

野村三次郎

次に「太夫方」の肝煎とされた野村三次郎について見てみよう。いうまでもなく野村家は近世京都を代表するシテ方金剛流の家で、現金剛流家元の先祖に当たる。阿波藩御手役で禁裏能をたびたび勤め、三次郎の代にはその活動を京都以外にも広げていた。西本願寺との関わりも、遅くとも享保十九年（一七三四）に野村八郎兵衛が御節の囃子に出勤していたことが確認でき、大夫方肝煎としてはこの上ない役者であったといえよう。

『手控』の記事を見てゆくと、まず楽屋奉行から、天保十一年正月三日に出演依頼の呼び状が、同四日には肝煎としての呼び状が出されている。同日、「所労」で来られない野村三次郎の代理として、弟子の板倉與市が来た。そこで楽屋奉行は、出演者人数書を渡した。これはシテ方と侍衆出演分のみを決めたもので、それ以外の役者割当ては、肝煎に一任された。翌五日、野村禎之助と熊谷政吉が、野村三次郎の代理で来、出来上がった役割を持参した。先述した楽屋奉行の仕事と対応するものであり、このようにして番組が出来上がっていったのである。

ところで、野村氏の役割は肝煎だけではなく、先述の番組の如く囃子や能への出演も依頼されていた。慣例として、初番の囃子を勤める役者は、その前に門主に御礼をするところになっていたが、この年これを勤めたのは、三次郎息の野村禎之助であった。その次第が『手控』正月十五日条に記されている。

一、於楽屋御初り已前、野村禎之助ノ扇子箱献上之旨
二而、奉行ノ当人肝煎附添、差出候事及披露旨、申聞ル。右之扇子箱、禎之助御礼之節、奉行下役持出候事。

一、右御通相済、小謡之者引取候与、直様禎之助献上之扇子箱、奉行下役持出、披露人之前二直ス。引続禎之助橋懸りノ御舞台江出、シテ柱之並ひに御正面向ヒ着座、披露之御奏者、野村禎之助ト披露有之。

これによると、皆山氏による御通小謡の直後、奉行下役が禎之助より献上の扇子箱を門主に献上し、続いて禎之助が舞台へ出てくる。そこで披露人が名前を読み上げ、囃子の上演が始まるのである。こうした一連の次第は、例年の慣行であった。その後、先述の番組のように禎之助および三次郎はシテ方として囃子・能に出演したのである。

すなわち、野村氏の役割は、肝煎と出演者を兼ね合わせた重要なものであった。江戸後末期には、一種西本願寺御用役者の存在となっていたわけだが、それは音に聞こえた三次郎の芸力のなせるわざであつたらう。

山川正九郎

狂言方の肝煎は山川正九郎であった。山川氏は西本願寺の樽御用の商家で、本姓を山口といった。本願寺が紀州鷲森にあった時以来の関係であるというが、大蔵流八右衛門派の狂言方山川氏の名跡を継いだのはこの正九郎の代からようである〔注④〕。

天保十一年の御節松囃子については、『手控』正月二日条に次のような記事がある。

一、狂言肝煎山川正九郎へ内意申達度、奉行より呼状可遣存居候処、同人も今日、年始二中奥玄関へ罷出候二付、幸之事故、雅楽助・左衛門より於同所内意申達、御番組役割等申聞ル。且又、茂山千五郎同流之様二候得共、少々相変り候流儀之由、山川門人より相手致シ候而も宜哉、相尋候処、物二寄相違候儀も有之候得共、随分相手致し候而も宜旨。併重之相手者千五郎弟子相勤、其余軽き相手者正九郎門人相勤候様仕度、左候ハ、千五郎二も難有がり可申。此度初而罷出候事故、相手方都而山川門人より相勤候而ハ、同人も難有勤哉も難斗候間、其通被成遣度、正九郎申之ニ付、然者其旨申上、可取斗旨申聞候。尤御家中狂言致し候もの、都而山川門人故、茂山相手二山川門人二而不差支候ハ、建田新左衛門・上田慎十郎兩人相手二可被 仰付候様、可相伺積り故、右之通正九郎へ相尋、試候事。尤右者、吾人二而も他所人数不相増、聊二而も御省略二可相成様之心得二而

取斗候事也。

これによると、正月二日（三日か）、呼び状を受けて本山を訪れた山川正九郎に、樂屋奉行は、門主より出演指名のあった茂山千五郎と共演できるかを尋ねた。これは、山川と茂山は同じ大蔵流狂言方でありながら、属する「派」が異なるためで、大蔵八右衛門派に属する山川と、宗家派の茂山とでは、台本や演出等に異なることが予想されたのである。それにもかかわらず共演を打診したのは、「精々省略」の精神ゆえであり、茂山の共演者として家臣の建田新左衛門と上田慎十郎（いずれも山川の弟子）を使いたいからであった。これに対して山川は、曲により相手により問題が生じることもあるが、基本的には可能であると答えている。

これをうけて、『手控』正月五日条には次のようにある。

一、茂山千五郎へ正九郎より引合、重アト者千五郎より召連、軽きアトハ御家来より相勤候様、千五郎承知致候旨正九郎申出、右二付、入間川アト太郎冠者下橋主馬、止動方角アト伯父建田新左衛門、右兩人江被仰付候事。止動方角馬ハ千五郎より召連候事。

すなわち、茂山千五郎は、重要な相手役は自らが召し連れた者を、軽い相手役は家臣の八右衛門派の者でもよいと返答してきた。こうして、門主の意向を尊重しつつも、儉約の方針も勘考し、八右衛門派と家元派の共演が実現した

わけだが、それにいたる樂屋奉行と肝煎の骨折りが垣間見える一件であった。

山川正九郎は御節松囃子の狂言にも出演している。これも皆山氏や野村氏と同様、肝煎と演者を兼ねていたのある。

まとめ

以上の考察から、近世後末期の西本願寺の御節松囃子に関する職制が明らかになったように思う。略記すると、次のようになる。

本山↑↓樂屋奉行↑↓肝煎↑↓役者

もういちどこの催しを振り返って確認すると、まず、前年のうちに樂屋奉行二名と下役二名が任命される。その際に提示された番組の下案に従って、樂屋奉行は年明け早々に、肝煎と連絡を取って門主の意向を伝え、役者との交渉に当たらせる。役者側の都合は、肝煎を経て樂屋奉行に伝えられ、樂屋奉行は本山（長御殿）に伺いを立てつつ、細かな点まで練り上げて行くのである。このように本山側はすべて樂屋奉行を窓口として諸事進行して行くのだが、しかし樂屋奉行自身は権限がないものごとくである。肝煎や役者の都合や意見に対して、その場では返答せずに、長御殿や大奥などへ伺いを立ててから対処することが多いのである。

ここで視野を広げて、近世京都の演能の中心地であった、

禁裏・仙洞における演能の職制と比較してみよう。野々村戒三氏『能の今昔』には、江戸後期禁裏能のシステムについて詳述されている。それによると、禁裏の職制には表（関白・議奏）・奥（匂当内侍）・口向（侍）の三所があったが、能の催しはこのうち口向の勤使所によって主管された。そこでは、奉行として能奉行二名（橋本・冷泉が多い）と下奉行数名（御内儀侍）が任命され、肝煎四名（茶碗屋・蟬燭屋・紙屋・悉皆屋）とのやり取りを通じて、能役者と交渉をした。すなわち、禁裏役所と能役者との間に、奉行（能奉行と下奉行）と肝煎が入るという形式において、西本願寺の職制とほとんど共通しているのである。

もっとも、禁裏能の職制が当初からこの形式であったわけではなかった。近年、享保期の職制はまた違ふかたちであったことが指摘されており（注⑤）、数次にわたる変遷があったことが推測される。西本願寺においても、本稿で見た如く肝煎の分業について変化があったように、必ずしもこの職制が近世を通じて一般的であったわけではない。ただし、江戸後末期に限っては、こうした職制が、親鸞の遠忌の際に催される大規模な演能や、それ以外の貴顕を招いて催される演能についても同様であったことが、西本願寺文書のその他の史料から知られる。すなわち、樂屋奉行と肝煎が本山と能役者の間を取り持ち、諸事万端整えることによって、西本願寺にある二つ能舞台と三つの敷舞台が活用されるというシステムが確立していたわけである。

能や狂言は、その他の上演芸術と同様、舞台上上がる者と観客席で見る者だけによって成り立っているわけではな

い。裏方の人々が鋭意奔走してはじめて、華やかな芸能の世界が現出するのである。そうした表にも裏にも通じたスタッフを豊富に有していたことが、西本願寺をして近世京都を代表する演能スポットたらしめていたのであり、翻っては、数々の問題を抱える現代の古典芸能に一つの模範的モデルを提供する事例であるということもできるのである。

〔注〕

- ① 拙稿「近世本願寺の能楽——謡初・御節の囃子を中心に——」（『芸能史研究』一一九号）参照。
- ② 西本願寺文書には、御節松囃子に関する楽屋奉行の記録が多数残っている。それらは概ね一覧に掲げた年次のものである。なお本稿中の西本願寺文書のタイトルはすべて仮題である。
- ③ 松田と加藤子の両名は、加賀藩お抱えの金春流謡役者で、同藩能大夫の竹田権兵衛の弟子。松田は皆山三郎右衛門の弟であった。
- ④ 野々村戒三氏『近畿能楽記』、「狂言の展開——明治以後の狂言——」（『能楽全書』第五巻）による。
- ⑤ 大谷節子氏「享保の禁裏能」（『山手国文論攷』第十四号）。

（こばやし・えいいち 大阪芸術大学非常勤講師）

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

《編集後記》

「廃刊寸前。線香花火の最後の輝き」という悪口が聞こえてきそうですが、珍しく予告通り、今年中の刊行が実現しました。普段なら「史料」をネタに、「執筆の押しつけ、一転して、懇願・哀願」の末にようやく執筆者を口説き落とすのですが、今回の小林さんは、奇特にも自ら掲載を希望されました。編集子としては、発行数が二五〇部にも満たないミニコミ誌のような本誌（とはいっても、スイス・ジュネーブにも読者がいるのです。一人だけですが）より、もう少しメジャーなメディアに発表された方がいいのではないですかと反対に心配になりましたが、ありがたきお申し出を受けさせていただきました。

なお、前号の執筆者について「村上紀夫さんで、誰や？」という質問を受けました。真宗史を研究しておられる本誌の読者には、なじみの薄い研究者ではあると思いますが、村上さんは近世の「散所」や「犬神人」を精力的に研究しておられる若手の研究者で、現在は「リバイティおおか」(ひょっとしたら「それなんや?」と思われる方もいるのかなと危惧します。大阪人権博物館のことです。念のため)の学芸員として活躍しておられます。

新年度に入ってほどなくには、入稿していただけるはずの執筆者がおりますが、その方の号までにもう一回発行できるかもしれません。編集子の「脅し」が利くのは、飼犬のゴールデンレトリバーくらいだとは達観していますが、狙いを定めた執筆者にアタックしたいと思っています。(左)